

令和5年8月18日

第2回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和5年8月18日(金) 午後2時30分

2. 会 場 もちずり学習センター ホール

3. 出席委員 24名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男
19番 武田 勇夫	20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫
22番 阿部 哲也	23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光

5. 欠席の委員 なし

6. 事務局の出席者

事務局 長	堀江 清一		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について

第4号 現況確認証明願出について

第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について

追加議案

第1号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

報告の内容

第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について

第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について

第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について

第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
 会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)
 事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 本日、欠席の届出はございませんでした。
 議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第2回総会を開催いたします。福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
 2番：佐藤國夫委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。
 なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。
 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
 会期は、本日午後4時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
 〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日午後4時30分までと決定いたします。
 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(109件)】
 合計109件、令和5年8月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転5件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件、計7件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
 区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 6番 議長6番(発言を求める。)
 議長 6番(発言を許可する。)
 6番 整理番号1番、2番についてご説明いたします。整理番号1番ですが、譲受人はパキスタンの方ですが日本の永住権を取得しております。自宅近くで耕作が利便のため所有権移転をする案件です。整理番号2番ですが、個人所有の農地を譲渡人が経営する会社の方に使用貸借をし、経営規模の拡大をするものです。周辺農地に影響はなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号3番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号3番から5番の説明をいたします。整理番号3番ですが、譲受人の土地が自作地続きで耕作が利便であるため所有権移転ということになりました。整理番号4番ですが、譲渡人が高齢で申請地が遠いため耕作が難しく、譲受人が自家消費栽培をするため所有権を移転する案件です。整理番号5番ですが、譲受人は申請地周辺の農地も借りており、有機大豆の作付をし、経営規模の拡大をする案件です。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	3ページ、区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号6番について説明いたします。譲渡人が高齢になり引っ越すため、譲受人が自家消費野菜を栽培するため所有権移転する案件です。区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	整理番号7番について説明いたします。譲受人は県外在住ですが、会社の役員であり通いながら耕作ができ、サツマイモを栽培する予定です。区域協議会では地域の支えが必要のため見守りながら育てていこうということで、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

	<p>いて、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号が削除となりましたので、議案第3号について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案書の5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転6件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件、計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
3番	<p>議長3番（発言を求める。）</p>
議長	<p>3番（発言を許可する。）</p>
3番	<p>整理番号1番から3番についてご説明いたします。整理番号1番、2番ですが、転用目的は太陽光発電パネルの設置です。長年耕作をしていないため、荒廃農地になっております。整理番号3番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で分家住宅を建てる案件です。3件とも周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号2番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
6番	<p>議長6番（発言を求める。）</p>
議長	<p>6番（発言を許可する。）</p>
6番	<p>整理番号4番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係で分家住宅を建てても周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号3番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
10番	<p>議長10番（発言を求める。）</p>
議長	<p>10番（発言を許可する。）</p>
10番	<p>整理番号5番について説明いたします。申請地ですが30年前はももを栽培していましたが、現在は荒れた土地になっております。周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>

議長 農地係長 「異議なし」の声
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
6ページ、区域番号4番、整理番号6番から8番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 14番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長14番（発言を求め。）

議長 14番 14番（発言を許可する。）

議長 14番 整理番号6番から8番について説明いたします。整理番号6番ですが、譲渡人と譲受人の関係は娘婿で、分家住宅を建てる案件です。整理番号7番ですが、申請地は侵入道路も狭く開発等も難しいため、太陽光発電設備を設置する案件です。整理番号8番ですが、譲受人が譲渡人に土地を使用したいと相談し、所有権移転の案件です。3件とも周辺農地への影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
「異議なし」の声

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号6番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 20番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長20番（発言を求め。）

議長 20番 20番（発言を許可する。）

議長 20番 整理番号9番、10番の説明をいたします。整理番号9番ですが、太陽光発電所管理敷地を作るための所有権移転の案件です。整理番号10番ですが、西道路南進に伴う工事のための一時転用です。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
「異議なし」の声

議長 議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
「異議なし」の声

議長 議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

議長 農地係長 議長書の7ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
区域番号4番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 14番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長14番（発言を求め。）

議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号1番から3番についてご説明いたします。5月12日に農業委員、推進委員、事務局で現地の確認を行い、山林化していると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いし ます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、 ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番までの3 件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の8ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について の案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地 利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が 25件、83,911.28㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしてい るものと考えます。 9ページ、区域番号2番、整理番号1番から10ページ5番までの5件、詳細は「議案書」 のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	整理番号1番から5番について説明させていただきます。整理番号1番と2番について説明 いたします。個人所有の農地を譲渡人の家族が経営する会社の方に使用貸借をし、経営規模 の拡大をするものです。整理番号3番ですが、貸付人が高齢のため耕作が難しくなり、借受 人が自作地続きで利便のため耕作する案件です。整理番号4番ですが、借受人はNPO法人 を設立しており、他の農地も耕作しており事業拡大の案件です。整理番号5番ですが、貸付 人が高齢のため耕作が難しく、借受人が自作地続きで利便のため耕作する案件です。いづれ も周辺農地への影響もなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号6番から8番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろし くお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号6番から8番について説明いたします。整理番号6番は、貸付人は高齢のため耕作 ができなくなり、借受人が有機大豆を耕作するものです。整理番号7番は、借受人がじゃが

いもを栽培し、整理番号8番は、借受人が氷稻を栽培するというものです。3件ともきちんと耕作されるものと思われ、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 11ページ、区域番号4番、整理番号9番から15番までの7件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号9番から15番について説明をいたします。借受人はすべて専業農家で、きちんと耕作されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 12ページ、区域番号5番、整理番号16番から13ページ22番までの7件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号16番から22番についてご説明をいたします。整理番号16番から19番、整理番号21番ですが、貸付人が高齢で耕作が難しい方や、相続しましたが農業をする意思がないため、借受人が耕作する案件です。整理番号20番ですが、以前から耕作を依頼されておりましたが、今回正式に契約をする案件です。整理番号22番ですが、貸付人が高齢のため耕作が難しく、近隣で耕作している借受人に耕作をお願いした案件です。7件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 14ページ、区域番号7番、整理番号23番から25番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号23番から25番についてご説明をいたします。整理番号23番ですが、借受人は専業農家で果樹を栽培しており、今回申請地を借りハウスでトマト栽培する案件です。整理番号24番ですが、貸付人が高齢のため耕作が難しく、借受人が申請地を借り農業を始める案件です。整理番号25番ですが、JAからの移行できちんと耕作しております。3件とも区

- 域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
ここで、お諮りいたします。
事務局より「福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定」の追加議案が提出されておりますが、これを議案に追加し、ただちに議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長 農地係長 追加議案第1号について、事務局の説明を求めます。
追加と書かれております別冊の議案書をお開きください。追加議案第1号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。
2ページ、区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 10番 議長10番（発言を求める。）
- 議長 10番（発言を許可する。）
- 10番 整理番号1番の説明をいたします。3年前までは豆の耕作をしていましたが、水の便が悪く現在は荒れた農地になっております。変更申出者から駐車場として利用したいと申し出があり、農用地区域の一部変更となりました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 14番 議長14番（発言を求める。）
- 議長 14番（発言を許可する。）
- 14番 整理番号2番、3番の説明をいたします。整理番号2番、3番は隣接している敷地になりますが、整理番号2番は、沿道サービス施設ができるのを地域としても待ち望んでいました。整理番号3番は自分の土地に農業用物置を建てるというものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号7番、整理番号4番から7番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求め。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号4番から7番について説明をいたします。整理番号4番、5番は関連しているので一緒に説明いたします。申請者は以前から簡易郵便局を運営しており、駐車場が狭いため、駐車場を新設するものです。新設に伴い農業用倉庫を移設させる必要があり、同時に農振除外申請になりました。整理番号6番ですが、変更申出者は、所有者の孫で分家住宅を建てる案件です。整理番号7番ですが、所有者の住宅の奥に変更申出者の住宅があり、侵入道路が狭いため道路を拡張する案件です。いずれも周辺農地への影響もなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、追加議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、追加議案第1号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 最初の議案書に戻っていただきまして、議案書15ページ、報告第1号から28ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを尾形真昭会長代理よりお願いいたします。
（会長代理より閉会の言葉）

会長代理 慎重審議ありがとうございました。
これで、第2回総会を終了いたします。

(午後3時15分)

令和5年8月18日

これは、福島市農業委員会第2回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人2番 佐藤 國夫

議事録署名人14番 渡邊 正芳
